

審議会等の基本的取扱いに関する要綱について

改訂愛知県第三次行革大綱（県庁改革プログラム）の取組事項のうち、附属機関（いわゆる審議会）の活性化・合理化について、次のとおり新要綱を定め、14年度から実施することとしました。

○審議会等の現在数

（平成13年5月現在の状況から平成14年4月1日までに廃止又は廃止予定の審議会等を除外）

○附属機関 74 機関 構成員数 1,178人

（平成14年4月1日に保健所運営協議会（17か所）など18附属機関を廃止
92機関⇒74機関 1,615人⇒1,178人）

※この他に、平成14年4月1日に男女共同参画審議会を設置

○附属機関に類する会議 62会議 構成員数 934人

○新要綱の主な内容

	【現要綱の内容】 昭和50年副知事依命通達
①組織の見直し 〔法令等による組織の定めのある場合などを除き〕 ○構成員の数は、原則20人以内、例外でも30人以内 ○代表者は、構成員の互選とし、県職員は選出を制限	○できる限り簡素なものとすること <規定なし>
②構成員の選任基準等の見直し 〔法令等による職の定めのある場合を除き〕 ○幅広い分野、年齢層から清新な人材を登用 ○重複就任は3を限度とし、極力、抑制 ○女性委員の登用を推進（17年度末30%） ○県職員の就任を制限（県職員を退職した者の就任も極力、抑制） ○長期在任（10年超）を制限	○広く各界各層から選任すること ○特に有識者については、慎重を期すること <規定なし> ○特別の場合を除き、必要最少限の人員とすること <規定なし>
③運営の適正化、効率化	○日程調整等を簡単に規定
④公開の促進 〔法令、条例等により非公開の場合を除き〕 ○会議は原則公開※（会議の公開に当たっては、開催予定を公表） ○すべての審議会等がホームページを開設し、審議会等の概要、会議結果（議事概要及び会議資料（概要等を含む））を公表	<規定なし> ※愛知県情報公開条例の不開示情報が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合及び会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合で、当該附属機関が決定したときは一部又は全部を公開しないことができる。

○施行日

平成14年4月1日施行

ただし、会議の公開に係る事項については、平成14年10月1日から施行し、構成員に係る事項については、平成14年4月1日以後に行われる当該審議会等の構成員の選任から適用